企画競争説明書

業　務　名　称：インドネシア国・モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト（教員研修）

調達管理番号：23a00088

【内容構成】

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額 」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年4月26日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章　企画競争の手続き

1. 公示

公示日　2023 年 4 月 26 日

2. 契約担当役

理事　井倉　義伸

3. 競争に付する事項

(1)業務名称:インドネシア国・モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト(教員研修)

(2)業務内容:「第2章　特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

(　)「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(〇)「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4)契約履行期間(予定):2023年7月中旬　～　2025年6月中旬

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の20%を限度とする。

2)第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の20%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課
電子メール宛先:outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス:Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部　STI・DX室

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年　5月　2日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年　5月　8日　12時
3	競争参加資格確認申請書	2023年　5月10日　12時
4	質問への回答	2023年　5月11日
5	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2023年　5月17日
6	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の**4営業日前から1営業日前の正午まで**
7	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年　5月24日　12時
8	プレゼンテーション	行いません。
9	評価結果の通知日	2023年　6月　2日
10	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先:e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年４月)」を参照してください。(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

1) 消極的資格制限
2) 積極的資格要件
3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

モンゴル国サイバーセキュリティ及びICT分野人材育成プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：22a00063）の受注者（ビコーズインスチチュート株式会社及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（4）競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 46-47 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3）に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

1） 提出期限： 上記4.（3）参照

2） 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 46 ページ・47 ページに記載する7点の書類に加え、以下もご提出ください。

i）本件契約において現地法人・子会社・関係会社等との機密情報のやりとりの予定の有無、情報のやり取りの予定がある場合はその会社名と、情報のやり取りの際に基づく規定・社内ルール

3） 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」参照し、上記1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

4） 確認結果の通知：上記4.（3）日程の期日までにメールにて通知します。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL:
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記4.（3）参照

2）提出先 ：上記4.（1）選定手続き窓口宛、

CC: 担当メールアドレス

3）提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL:
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

8. プロポーザル等の提出

(1)提出期限:上記4.(3)参照

(2)提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL:
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ(PDF)での提出とします。
② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1)プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2)見積書(本見積書及び別見積書)

① 宛先:e-koji@jica.go.jp
② 件名:(調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例:23a00088_○○株式会社_見積書〕
③ 本文:特段の指定なし
④ 添付ファイル:「23a00088_○○株式会社_見積書」
⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4)提出書類

1)プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

＜技術協力プロジェクト＞

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と R/D で設定したプロジェクトの目標、成果、活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書案に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

＜特に具体的に提案を求める事項＞

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行ってください。詳細については特記仕様書案を参照すること。

プロポーザルに特に具体的に提案を求める事項

No.	内容	特記仕様書案での該当条項
1	インドネシア案件にて実施する、サイバーセキュリティ（CS）トレンドセミナーの内容について。	第5条 2－1 (1)ウ
2	モンゴル案件にて実施する、教員研修（Train the Trainers：TTT）における、現地講師陣による再現可能な研修設計について。	第4条2(2)3)、第5条 2－1 (2)イ
3	CSクラスターとして行うことによる合理的な範囲での活動の統合（両プロジェクトのカウンターパート（C/P）へのセミナーや講師研修の企画・実施等）など活動効率の向上の工夫について。	第4条2. (1) 第5条

- なお、プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

【2】特記仕様書案
（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条　総則
　この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条　業務の目的
　「第3条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条　業務の背景
　別紙1のとおり。

第4条　実施方針及び留意事項
1. 共通留意事項
　別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項
（1）　サイバーセキュリティ・クラスターとしての協力
　1）JICAは、クラスターとして戦略的に取組む開発課題については、 個々の案件のマネジメントを、クラスターの単位で包括的に行うことを目指している。セイバーセキュリティ（CS）については、2022年にクラスター事業戦略「サイバーセキュリティ[1]」を定め、CS関連案件をクラスターとして、実施中あるいは実施済の他案件の成果とも連携して包括的な協力を推進しています。受注者は、同戦略を理解した上で、本業務の目的の達成のみならず、クラスター事業戦略の目標達成への貢献も留意して本件業務を推進する。
　2）本業務は、インドネシア1案件（実施中）及びモンゴル1案件（実施中）合計2案件の業務を委託する。ただし、2案件のプロジェクト活動全体を委託するものではなく、プロジェクト活動の一部、2案件間の類似のコンポーネントを委託するものである。受注者は、成果物の共通化や既存成果物の流用・改変、さらには、合理的な範囲での活動の統合（両プロジェクトのカウンターパート（C/P）へのセミナーや講師研修（Train the Trainers：TTT）の企画・実施等）など活動効率の向上を可能な限り図る。
　3）本業務で開発する成果物は、他のJICA関連案件に無償提供することを前提とするため、成果物作成に当たっては著作権の扱いや侵害等に十分注意する。

[1] cybersecurity.pdf (jica.go.jp)

（2） 実施体制及び業務分担

1）日本側

ア. 本業務とは別に、発注者はインドネシア、モンゴルの2案件に対して専門家（以下、直営専門家）を別途派遣する。業務実施に当たっては、直営専門家と協力し、プロジェクトとして一貫性・整合性を持った活動を行うものとする。複数の活動が同時並行で行われていることから、現地での活動日程の調整については、直営専門家と密な連携を行う。

（ア） チーフアドバイザー：JICA 国際協力専門員（ICT 分野）が短期派遣を繰り返す形で、2 案件を統括

（イ） 情報技術/業務調整：インドネシア、モンゴルに各 1 名が長期派遣の形で現地に滞在して活動

イ. 本業務で受注者が対応するのは、インドネシア案件は成果1及び4、モンゴル案件は成果1及び成果2（詳細は次の（3）及び「第 5 条　業務の内容」を参照）、それ以外は直営専門家が対応する。

ウ. 各案件で開催する合同調整委員会（JCC）や各国において重点的に育成すべきサイバーセキュリティ人材像を議論する会議を直営専門家は C/P とともに企画・調整する。受注者は直営専門家の求めに応じ、担当業務に関する報告・情報提供を行う。

エ. 受注者の作成するワーク・プランは、発注者の他にチーフアドバイザーの確認・承認も得るものとする。

オ. 各案件で JCC 開催時等に作成するモニタリングシートは直営専門家が取りまとめる。受注者は、直営専門家に協力し、担当業務に関する情報提供を対応するまでの対応となる（最終版を発注者に提出するまでは業務範囲としない）。

カ. 各案件の終了時に作成する事業完了報告書（Project Completion Report）は直営専門家が取りまとめる。受注者は、直営専門家に協力し、担当業務に関する執筆・情報提供までの対応となる（最終版を発注者に提出するまでは業務範囲としない）。

2）インドネシア側

ア. インドネシア大学工学部長がプロジェクト・ダイレクターを、また同学部のシニア教員がプロジェクト・マネージャーを務めている。

イ. 主たるプロジェクトメンバーは、同学部のICT系教員十数名であり、各科目の主任教員は、全て同学部所属である。それに加えて、客員教員として、他大学のICT系教員や、官・民のCS技術者が参加しており、TTTの際は、これら客員教員も対象となる。

ウ. これまでTTTに参加した教員のうち、2名の中心的な役割を果たしていた主任教員が、2024年4月より本邦大学の博士課程に留学することが決まっている（デジタルフォレンジック系科目の主任教員、及び、脆弱性検査系科目の主任教員）。後任者は2023年度後半に確定する見込みで、新規採用、もしくは海外留学より最近帰国した者となる可能性が高い。受注者は前任者から、後任者に対

する引継ぎがスムースに行われるように配慮する。

エ. インドネシアでのTTTや各種セミナー開催時期は、断食月および断食明け休暇期間を極力避けて計画する。

3) モンゴル側

1) プロジェクトの全体統括はデジタル開発省で、デジタル開発省副大臣がプロジェクト・ダイレクターを務めている。

2) プロジェクト・マネージャーはモンゴル科学技術大学コンピューター校校長が務めている。

3) 成果ごとに主要C/Pは異なっており、それぞれ、成果1はデジタル開発省セキュリティ局、成果2はモンゴル科学技術大学コンピューター校、成果3は行政アカデミー(National Academy of Governance)となっている。

4) モンゴル科学技術大学コンピューター校では、教員の交代が頻繁に起こることから、受注者によるTTTが終わったのち、必要に応じて、同様のTTTをC/P独自で実施する希望を持っている。

5) モンゴルのTTT受講者には修士号を取ったばかりでCS知識が不足している若手教員や、英語のリーディング能力はあっても、ヒアリングやスピーキング能力が十分ではない者が少なからず含まれる。このため、TTTは現地講師陣による再現可能な内容で設計することが期待されている。

6) モンゴルでのTTT実施時期は、セメスターブレークや試験期間となる5月中旬～6月中旬、もしくは、12月中旬～1月中旬に行うことを原則とする。ただし、C/Pの同意があればその他の期間(例:8月中旬から9月初旬)でも可。

(3)カリキュラムの設計・開発

1)共通

ア. インドネシア国立大学、モンゴル科学技術大学とも、EC-Council、CompTIA、Ciscoのアカデミックパートナー校となっている。カリキュラム設計を行う際は、これらのベンダーが提供する科目(商用科目)を取り入れても良いこととするが、中には有料の科目もあるため、C/P機関が財政的に継続して運用できる見込みがあると判断できる範囲で活用する。

イ. これまでに、以下の商用科目の技術移転が終了している。

(ア) インドネシア

① EC-Council 社：CEH, CTIA, ECIH, CHFI, CPENT, CCISO

② CompTIA 社:CySA+, Pentest+, CASP+

(イ) モンゴル

1. EC-Council 社:CEH

ウ. カリキュラム・教材のローカライズ及び新規開発、TTT 実施、セミナー・短期講習の実施に関しては、現地リソース、もしくは第三国リソースの積極的な活用が奨励する。

エ. TTT実施時の会場や研修機材は直営専門家がC/Pとともに準備・提供する。受注者は演習環境の設定を行うこと。また、TTT の際、昼食提供は受注者が行うこと。

2)インドネシア

ア. インドネシア案件では、SecBoK[2]をベースとしてカリキュラム開発を行うことをC/Pと合意しており、カリキュラム改訂マニュアルとして手順を定めている。受注者が新規科目を開発する際は、このマニュアルに準拠した形で行う。

イ. カリキュラムに含まれる全科目は、インドネシア大学のCS修士課程と単位互換性を持つ。今後もカリキュラムの改訂や開発を行う際には、インドネシア大学との連携・調整を図る。

ウ. これまでプロジェクトで独自に設計・開発をした科目(以下、カスタム科目)は、以下の9科目がある。これらには、シラバス、生徒用テキスト、講師用テキスト、演習環境、テストなどが含まれる。

	科目名	概要
1	How to make top managements aware of CS	Develop IT engineers who can convince their boss the importance of CS.
2	How to make general employees aware of CS	Develop IT engineers who can convince general employees the importance of CS.
3	Malware analysis	Process flow, Static & Dynamic analysis
4	Cybersecurity law and regulation	International norm, Ethics, Indonesian CS laws, example of company (IT &) CS policy
5	Supply-chain risk	Incidents caused by supply chain, Procurement, Basics of secure-coding, Sample contract etc.
6	How to make IT system forensic-enabled	Logging strategy in designing IT infrastructure, Case study by using network log files, Exercise: Scenario based analysis using network and host logs etc.
7	Comprehensive exercise: CSIRT	Exercise to understand all the activities of CSIRT
8	Computer Forensic	Hands-on training for PC (Windows/Mac) forensic
9	Mobile device forensic	Hands-on training for Mobile (Android) forensic

エ. 開発済のカスタム科目のうち、Computer ForensicとMobile Forensic

[2] https://www.jnsa.org/en/reports/secbok.html 現在のカリキュラム更新マニュアルは、SecBoK２０２１に準拠している。

（上表の8,9）の2つはシラバス・教材等を改訂・統合する予定である。受注者が対応する。

オ. 今後、次の新規カスタム科目を開発予定であり、このうち、受注者は①②の教材開発・TTTに対応し、③の科目に関しては、教材開発、TTTの実施は行わないものの、科目開発提案書として、纏めること。

① Security Operation Center総合演習
② Desktop Exercise for managers
③ Cyber Rangeを中心とした科目

カ. なお、参考情報として以下を共有する。

- 関連カスタム科目の中に、成果2で開発しているOSS（例：ネットワークモニタリングシステム[3]）及び、プロジェクトが講義・研究用に供与したマルウェアラボ機材を用いた講義・演習等の追加も検討している。
- 上述のカスタム科目とは別に、インドネシアにおいて、複数のカスタム科目に共通する技術トピックを取り出して、事前学習用として、次に挙げる5つの教材にまとめている。
  - Common Cyber-attacks & malware
  - Basic Information security
  - Basic computer and network architecture
  - Introduction of NIST frameworks
  - Introduction of NICE framework /SecBoK

3）モンゴル

ア. 修士コースに関しては、インドネシアで開発した「カリキュラム改訂マニュアル」を参照して、新カリキュラムを設計する。すでに 2022 年度にドラフト版を作成しているため、それをベースとする。

イ. 学部コースに関しては、既に同校では米国 ACM が公開している Cybersecurity Curricula2017[4]をベースにカリキュラムを作ってきている経緯があるため、これを参照しながら、網羅性や一貫性を担保したカリキュラムとなるよう担当教員に助言を行う。

ウ. 新カリキュラムを構成する科目は、インドネシアで開発したカスタム科目を最大限利用する。同カスタム科目で網羅できない部分は、同校がプロジェクト終了後も継続できる見込みのある商用科目（同校がアカデミーパートナーとなっている EC-Council、CompTIA、Cisco の科目）があればその活用を検討する。

エ. モンゴルにおいても、インドネシアで開発したカスタム科目のうち、上表の1,2,8の3科目はローカライズして技術移転を行っている。今後もカスタム科目をカリ

[3] Mata-elangという名称のOSS. https://github.com/Mata-Elang-Stable/MataElang-Platform/wiki/

[4] https://www.acm.org/binaries/content/assets/education/curricula-recommendations/csec2017.pdf

キュラムに取り入れる際には、ローカライズを行う。（2023年度は上表の4 Cybersecurity law and regulationを想定）

オ. そのうえで、最終的に網羅できない部分を新規科目（2 科目程度を想定）として開発する。

カ. TTT の設計・実施に当たっては、現地講師陣による再現が可能になるよう留意する。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

2－1 プロジェクトの活動に関する業務

別紙1の案件概要表に記載する活動をベースとするが、次に記載するものが本業務の活動となる。

（1）インドネシア国「サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト」

ア. 成果 1 に関する活動

活動1-1

- カリキュラム改訂マニュアルを更新する。（Secbok 改定等を反映させる）

活動1-2

- 新規開発予定のカスタム科目（Cyber Rangeを中心とした科目）について、網羅すべき知識、スキル、能力の内容をC/Pとともに精査、提案する。

活動 1-3

- 既存カスタム科目のカリキュラムの更新・見直しへの助言を行う。
- 既存カスタム科目のうち、統合が決まった科目のシラバス・教材等の改訂・統合を行う。
- プロジェクトが成果2で開発しているOSS（例：ネットワークモニタリングシステム ）及び、プロジェクトが講義・研究用に供与したマルウェアラボ機材を用いた講義・演習を、適切な科目に追加する。なお、マルウェアラボ機材については、安全な運用が出来るよう、必要に応じて管理担当者に、運用ポリシー、運用手順、システム構成等に関する助言を行う。
- 新規カスタム科目を開発する（Security Operation Center 総合演習と Desktop Exercise for managers を想定）

活動1-4

- 受注者が開発した新規カスタム科目の TTT を行う。

実施回数	合計2回（2023年度に1回）
参加者数	約15名/回
対象者	インドネシア大学工学部教員を主とするプロジェ

	クトメンバー C/P及び直営専門家と協議の上、確定
開催期間	5日間/回。 ただし、参加者が実際に講義を行う訓練を行う場合は、1-2日間程度追加することも可。
実施場所	ジャカルタ市内 （インドネシア国立大学キャンパスを想定）
実施形態	対面

- 既存カスタム科目のうち、見直し（統合含む）した科目について、各科目の主要教員（5 名程度）を対象に、半日程度の説明会を行う。

活動1-6

- 活動 1-4 の新規カスタム科目について、C/P が実際に講義を行った際に、改善点を助言する。

イ．成果 4 に関わる活動

活動4-1

- CS トレンドセミナーを企画及び実施する。[5]

実施回数	合計2回（2023年、2024度に各1回）
トピックス	C/Pおよび直営専門家と協議の上、決定
対象者	プロジェクトメンバー及びアジア地域内のCS関係者
開催期間	半日から1日程度／回
言語	英語
実施形態	オンライン（公開セミナー）

（2）モンゴル国「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」

ア．成果1に関わる活動

活動1-1

- 日本をはじめとした他国の当該人材育成動向についての情報をC／Pや直営専門家等と協議のうえ、提供する。

活動1-3

- 活動 1-1 に貢献するセミナーを実施する。

[5] 2022年度に類似のセミナーを実施した際には、プロジェクト活動に加え、Trend of cloud security、Trend of IoT security、Human Resource for Cyber Security、Best Practice of DevSecOpsのテーマで実施した。数多くの質問を受領し好評ではあったものの、全体を通じて参加した参加者は約60名ほどであったため、より多くの集客が見込める内容、手段が今後実施するセミナーにおいて期待される。

実施回数	合計2回(各年に各1回)
トピックス・対象者	年毎にデジタル開発省セキュリティ局の年間計画に従って決定 2023年はサイバーセキュリティ啓発について市民や政府職員、重要インフラ組織のIT技術者等の幅広い層を対象
開催期間	1日程度／回
言語	英語
実施形態	ハイブリッド(オンラインとオフライン)
実施場所	ウランバートル市内(オフラインの会場)

イ．成果2に関わる活動

活動2-1

- インドネシアで開発したカリキュラム改訂マニュアルをモンゴルの法制度や現地の事例を考慮したうえで、ローカライズする。

活動2-2

- インドネシアで開発したインドネシアのカスタム科目のローカライズを行う(計 4 科目を想定)。
- ローカライズ科目以外にも必要な新規科目を開発する(2 科目を想定)。

活動2-3

- 新規科目の TTT を実施する。(ローカライズしたカスタム科目 4 つと、モンゴル用に新規科目の 2 つを想定)
- TTT の前後で、能力判定テストを行う。また TTT 終了時には、各参加者が講師として授業運営が可能になったかの評価も行う

実施回数	合計6回を想定(2023年度に2回)
参加者数	約15名/回
開催期間	5日間/回 ただし、参加者が実際に講義を行う訓練を行う場合は、1-2日間程度追加することも可。
実施場所	ウランバートル市内 (モンゴル科学技術大学キャンパスを想定)

活動2-5

- 活動 2-3 の新規カスタム科目を C/P が実際に講義を行った後に、担当教員と改善点について意見交換する。

2－2 本邦研修・招へい

☒本契約には含まれない。

2－3 機材調達

☒本契約には含まれない。

2－4 その他

☒モンゴル国 サイバーセキュリティ市場調査

> ➢ 直営専門家は、毎年サイバーセキュリティに関する市場調査を実施する予定である。受注者は、2024 年度以降の活動の計画に参考となりうる調査項目について、直営専門家に提案する。

☒C/Pのキャパシティアセスメント

> ➢ 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

■ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。 なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。また、以下に掲げる報告書等の提出に際しては、Word 又は PDF のデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書名	提出時期	言語	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	1部(インドネシア業務とモンゴル業務を統合):電子ファイル
ワーク・プラン	各国での現地業務開始から1か月以内、および各年度末に改訂版	英語	2部(インドネシア業務1部、モンゴル業務1部で分割):電子ファイル
業務完了報告書 (最終成果品)	契約履行期間の末日	日本語	インドネシアとモンゴル分それぞれ5部製本(計10部)、CD-R:2か国分それぞれ2部(計4部)
		英語	2部(インドネシア業務1部、モンゴル業務1部で分割):電子ファイル

■ 報告書のうち、英語で作成するワーク・プラン及び業務完了報告書は案件ごとに分けて作成する。

■ 報告書のうち、日本語で作成する業務計画書および業務完了報告書は両案件の業務を統合して作成する。

■ 業務完了報告書(最終成果品)は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、 発注者の確認・修正を経て、最終化する。

■ 本業務を通じて取集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
■ 報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
■ 成果品の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年１ 月）」に基づくものとする。
■ 最終成果品以外の報告書等については簡易製本（ホッチキス止め可）とし、簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

2. 技術協力作成資料

■ 本業務を通じて作成する以下の資料（現時点の想定）については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

（1）インドネシア
- カリキュラム改訂マニュアル
- カリキュラム
- Cyber Range 科目開発提案書
- 受注者が新規開発・及び統合・改訂したカスタム科目の教材一式（生徒用教材、講師用教材、シラバス、演習データ、受講者評価テスト）
- セミナー及び短期講習で用いた教材、及び当日の撮影ビデオ

（2）モンゴル
- 修士カリキュラム改訂マニュアル
- カリキュラム（修士、学士）
- 新規開発・及びローカライズしたカスタム科目の教材一式（生徒用教材、講師用教材、シラバス、演習データ、受講者評価テスト）
- セミナー及び短期講習で用いた教材、及び当日の撮影ビデオ

■ カリキュラム、シラバス、生徒用教材、教師用教材、演習教材等の言語は原則、英語とする。

3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
2）活動に関する写真

別紙1―1

〇インドネシア国　サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト　案件概要表
https://www.jica.go.jp/activities/project_list/knowledge/ku57pq00002mnhqq-att/2019_006_ind.pdf

P.190～P.194部分。

案件名	(和) サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト (英) Project for Human Resources Development for Cyber Security Professionals
対象国名	インドネシア
分野課題 1	情報通信技術(ICT の利活用を含む)-情報通信技術(ICT の利活用を含む)
分野課題 2	ガバナンス-公共安全
分野課題 3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-通信・放送一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	インドネシア国ジャカルタ市インドネシア大学
署名日(実施合意) (*)	2018 年 11 月 12 日
協力期間 (*)	2019 年 05 月 22 日 ～ 2024 年 05 月 21 日
相手国機関名 (*)	(和) 通信情報省 (英) Ministry of Communication and Information Technology (KOMINFO)

プロジェクト概要

・背景

情報通信技術（Information and Communication Technology。以下「ICT」という。）の重要性増加に比例し、サイバー攻撃や情報漏えいのリスクも甚大化している。バングラデシュ中央銀行が被害を受けた 8100 万ドルの不正送金等、重要インフラへのサイバー攻撃が世界各国で確認されており、国家の重要リスクとして認識されている。

インドネシアにおいては、サイバーセキュリティに関する中央政府の担当部門設立やルールの策定は概ね了しているが、民間機関や政府におけるサイバーセキュリティ人材の量・質の不足が行政及び経済団体から指摘され

ている。研修機会の絶対量が不足していること及びサイバーセキュリティ人材における各役割の定義が曖昧であることがその背景にある。
情報通信省が 2016 年に策定したインドネシアサイバーセキュリティ戦略における柱の一つとして、サイバーセキュリティに関する意識改革及び産業界のニーズを踏まえた人材の育成を高等教育機関を通じて輩出することが計画されている。また、電力、交通、金融をはじめとする８分野を重要情報インフラ（Critical Information Infrastructure。以下「CII」という。）に指定し、サイバーセキュリティ対策の重点としている。
本協力は、インドネシア最高峰の大学の一つであるインドネシア大学においてプロフェッショナル（実務者）向けサイバーセキュリティ教育システムを立上げることで、CII 分野を中心とする民間機関や政府に対してサイバーセキュリティ人材を持続的に供給するものである。

・上位目標

インドネシアの政府や民間機関におけるサイバーセキュリティ対応能力が強化される。
指標：水準を満たすサイバーセキュリティ教育を受けた ICT エンジニアの割合（CII オペレーターのみ場合に分けた評価）、水準を満たすインシデントハンドリングツールを備えた機関の割合（CII オペレーターのみ場合に分けた評価）
※ベースラインサーベイにより指標及び水準を具体化する

・プロジェクト目標

インドネシア大学において産業界のニーズを踏まえたプロフェッショナル向けサイバーセキュリティ教育システムが強化される。
指標：インドネシア大学におけるセキュリティ知識分野（SecBoK）人材スキルマップに準拠するプロフェッショナル向けサイバーセキュリティ教育の受講可能人数、プログラム修了者の所属機関等の満足度

・成果

成果１：インドネシア大学において世界水準のプロフェッショナル向けサイバーセキュリティ教育が提供される。
成果２：産業界のニーズを踏まえたオープンソースサイバーセキュリティツールが開発される。
成果３：オープンコースウェアが開発され、公開される。
成果４：中・長期的なカリキュラムへの参加者・協力者拡大を目的に、諸

外国との間でサイバーセキュリティに関するネットワークが強化される。

・活動

成果 1）

1-1 NICE, SecBoK 等、他国における ICT スキル標準に関する事例が研究される。

1-2 包括的で最新のサイバーセキュリティ関するカリキュラムが設計される。

1-3 上記カリキュラムに基づきシラバスが設計される。

1-4 講師への必要なトレーニングが行われる。（民間企業のゲスト講師を含む）

1-5 長期コースのコンポーネントとなる短期のサイバーセキュリティコースが設立される。

1-6 必要なタイミングでコースに関係する活動が見直される。

成果 2）

2-1 既存オープンソースサイバーセキュリティツールに関し、調査する。

2-2 インドネシアにおけるサイバーセキュリティツールへのニーズについて調査する。

2-3 上記調査を踏まえ、最適なツールをローカライズする、あるいは開発する。

2-4 上記ツールの導入を支援する。

成果 3）

3-1 カリキュラムのうちオープンコースに適した科目を選別する。

3-2 該当科目のオープンコースウェアを開発する。

3-3 開発されたオープンコースウェアをリリースする。

3-4 必要なタイミングでユーザからフィードバックを集め、コースウェアを改善する。

成果 4）

4-1 他国（ASEAN 加盟国等）を対象とした研修を戦略的に実施する。

4-2 国内外の機関を通して成果を発信する。

・投入

・日本側投入

【専門家】（計 149M/M を想定）チーフアドバイザー、業務調整／サイバーセキュリティ、カリキュラム策定、科目策定広報計画

【機材供与】ラボ用機材
【研修】カリキュラム策定
【プロジェクト活動に係る業務費】

・相手国側投入
【カウンターパートの配置】プロジェクトダイレクター、副プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー及びカウンターパート人員
【プロジェクト事務所スペース】事務所スペース、事務機器（机、椅子等）
【予算】下記事項の実施に関する予算：プロジェクト活動に関するカウンターパート（C/P）の給与・交通費、その他日本側が負担しない業務費
【外部関係者との連携に関するアレンジ】

・外部条件
1）成果達成のための外部条件
（設定なし）
2）プロジェクト目標達成のための外部条件
（設定なし）
3）上位目標達成のための外部条件
参加機関において予算措置含む必要なセキュリティ対策が準備される。
インドネシア大学がインドネシア国のサイバーセキュリティ専門人材育成機関の中枢として位置付けられ続ける。
4）上位目標達成後さらなる発展を得るための外部条件
（設定なし）

実施体制

・現地実施体制

・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

1) 我が国の援助活動

インドネシア国　情報セキュリティ能力向上プロジェクト（2014 年 7 月 23 日～2017 年 1 月 22 日）

2) 他ドナー等の援助活動

KOICA による「国立 ICT 人材育成センター（National Information and Communication Technology-Human Resourced Development : NICT-HRD）」の設立（2010 年～2019 年）：年間約 5,000 人の政府職員を中心として、マルチメディア作成（TV 番組含む）、一般的な PC 操作から、システム開発、ネットワーキング等多岐に亘る研修が実施されており、その一部として、情報セキュリティに関する研修も実施されている模様。

・他ドナーの援助活動

なお、2022年11月のJoint Coordination Committeeにおいて、プロジェクト期間1年延長することとなり、プロジェクト終了は2025年5月となっている。

別紙1－2
〇モンゴル国　サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト　案件概要表

1. 案件名（国名）

国　名：モンゴル国
案件名：サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト
Project for Development of Human Resources in Cybersecurity

2.　事業の背景と必要性

（1）モンゴルにおけるサイバーセキュリティ分野の現状・課題及び本事業の位置付け

過去 30 年間で飛躍的に普及した携帯電話とインターネットは世界的な情報化とデジタル経済の発展をもたらしている。一方、ヒト、モノ、カネ、組織やインフラシステムの多くがサイバー空間で繋がることにより、サイバーセキュリティのリスクも甚大化している。モンゴル国においても、デジタル化の推進とサイバーセキュリティの確保は表裏一体の重要な課題である。2020年5月に国家大会議で承認された長期開発計画「ビジョン2050」では、サイバーセキュリティに保護された革新的ICTを開発し、国家能力の強化を目指している。また、モンゴル「新再生戦略」（2022年1月）では、科学技術に基づいたハイテック、ブロックチェーン、人工知能の成果導入、デジタル経済の動向にあった産業化促進の記載があるが、サイバーセキュリティ分野のレジリエンス強化はデジタル経済の促進と密接な関係にある。

モンゴルは、2020年10月に電子政府プラットフォームのE-Mongoliaの稼働を開始した。更に、2022年4月には情報技術庁がデジタル開発通信省（Ministry of Digital Development and Communications。以下「MDDC」という。）に昇格し、同年5月に「サイバーセキュリティ法」、「個人情報保護法」、「電子署名法」、「公共情報トランスペアレンシー法」が施行され、「国家デジタル戦略」が制定された。このようにモンゴルは国家デジタル社会の構築に向けて政策制度を急速に整備しようとしている。一方で、これらの推進・達成を担うサイバーセキュリティの人材育成と啓発活動については具体的な対策が遅れており、官民協力や重要インフラ産業の防護に関する対応が不足している。また、民間企業においても適正人材の配置や連携体制が構築されていない。そこで、本事業は、MDDCの方針に沿って、産学官連携ネットワーク構築と、大学での学生、現職教員及び公務員を対象にしたサイバーセキュリティ教育の強化を図る。

（2）モンゴル国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対モンゴル国別開発協力方針（2017年）において、「健全なマクロ経済の運営とガバナンス強化」を重点分野として掲げ、モンゴル政府が経済・財政上の困難を克服し、経済の中長期的な成長・安定化を図るために公共財政管理の向上と活力ある市場経済の推進を支援するとしている。また、JICA国別分析ペーパー（2017年）においても、【援助重点分野】「健全なマクロ経済の運営とガバナンス強化」【開発課題】「活力ある市場経済の推進」に位置づけられる。モンゴル国のデジタル化はこれらの目標を達成するために行われている取り組みであり、サイバーセキュリティはデジタル化を支えるための必須条件である。更に、内閣サイバーセキュリティセンター（National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity、以下「NISC」という。）が取りまとめた「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」

（2021年）においても、インド太平洋地域（アジア、オセアニア等）を中心にASEAN以外の地域における支援を強化するとしている。

また、JICAにおける課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：15.「デジタル化の促進」においても、サイバーセキュリティを重要クラスターとして位置付けており、本事業は当該戦略とも合致するものである。SDGsにおいては、全目標においてデジタル技術の活用が期待されているが、特に、ゴール4「質の高い教育をみんなに」、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」についてはデジタル化による新たな取り組み事例が多く、関係性が高い[6]。

（3）他の援助機関の対応

国連では、国連開発計画（UNDP）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が一般市民向けのDigital Literacy向上の取り組みを広く実施している。また、国際電気通信連合（International Telecommunication Union 、以下「ITU」という。）は国家レベルのコンピュータ・セキュリティ・インシデント対応チーム（Computer Security Incident Response Team、以下「CSIRT」という。）の立ち上げにあたっての評価診断、E-Mongoliaのサイバーセキュリティリスクの確認や、機能の拡大について支援している。世界銀行（WB）は2022年度中にUSD 40 million規模のMongolia Smart Government II Projectの実施を予定している。同プロジェクトは国民及び産業界向けの電子行政サービスの有用性と効率性を向上し、デジタルスキルとデジタル分野の雇用創出を図るものであり、国家CSIRTへの支援も含む予定となる。この他、同プロジェクトを補完するため、ゼロトラスト型のセキュリティ基盤（Zero Trust Infrastructure Architecture、以下「ZTIA」という。）の構築に係る活動が行われる予定である。更に、米国大使館は、行政機関内のサイバーセキュリティ担当官向けの短期研修を単発的に実施している。このように、モンゴル国の国家デジタル社会への変革を支援すべく多くの援助機関がICT、及び、サイバーセキュリティ分野への支援に着目しているが、サイバーセキュリティの教育プログラムの開発の支援を計画しているのは現時点で我が国のみである。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、モンゴル国において、サイバーセキュリティ人材育成のための産学官連携ネットワークを構築し、学生、現役講師、公務員向けのサイバーセキュリティ教育プログラムを開発することにより、モンゴル国のサイバーセキュリティ教育の向上を図り、もってモンゴル国の安全なデジタル社会の推進に寄与するもの。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名：ウランバートル（人口：163 万 9,172 人：2021 年）

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）
直接受益者：サイバーセキュリティ教育プログラムの現役講師及び学生
サイバーセキュリティに関与する政府職員及びオペレーター
最終受益者：モンゴル国民

（4） 総事業費（日本側）：3.3 億円

（5） 事業実施期間：2023 年 1 月～2026 年 12 月を予定（計 48 カ月）

（6） 事業実施体制

国のサイバーセキュリティ政策や制度を企画立案するMDCCを全体の取りまとめやプ

[6] Integrating Cyber Capacity into the Digital Development Agenda, GFCE November 2021

ロジェクト成果を政策に反映する役割を担うカウンターパートとする。加えて、モンゴル科学技術大学情報通信技術校（Mongolian University of Science and Technology- School of Information and communication Technology。以下「MUST-SICT」や行政アカデミー（National Academy of Governance。以下「NAoG」という。）を具体的な人材育成のプログラムや教材開発を策定、実施するカウンターパートとする。

（7） 投入（インプット）

1）日本側

① 専門家：チーフアドバイザー、サイバーセキュリティ／業務調整、ICT 人材育成、カリキュラム開発、テキスト・補助教材作成

② 研修員受け入れ：サイバーセキュリティ分野

③ 機材供与：研修用機材（サーバー、PC、各種ソフトウェア等）

④ 第三国研修：本邦大学職員、サイバーセキュリティ関連機関職員等

2）モンゴル国側

① カウンターパートの配置：

プロジェクト・ダイレクター、及び、副プロジェクト・ダイレクター（MDDC）

プロジェクト・マネージャー（MUST-SICT）

副プロジェクト・マネージャー（MDDC、MUST-SICT、NAoG）

② 執務スペースの提供：MUST-SICT に執務室、MDDC と NAoG にデスク

③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（8） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

我が国経済産業省はインド太平洋地域向け日米産業制御システム（ICS）サイバーウィーク等のイベントを開催し、モンゴルからの参加を募っている。また、NISC、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター等の本邦のサイバーセキュリティ関係機関には定期的に本事業の活動内容を報告し、専門家派遣等、連携を検討していく。

2）他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行がMDDC傘下の国家CSIRTの立ち上げを支援しており、同機関に所属する専門家をMUST-SICTで実施するトレイナー研修に招くことを検討する。また、インド政府は、”Vajapee Information Technology, Communication and Outsourcing Center”をMUST-SICTの隣接地に建設しており、本プロジェクトで策定されるサイバーセキュリティ・カリキュラムの外部専門家研修への活用や相乗効果の創出が期待される。さらに、UNDPやUNESCOがDigital Literacy向上支援を実施している。

（9） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため

2）横断的事項：特になし

3）ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞

本事業では、ジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。ただし、ICTは比較的女性が参画しやすい分野であり、NAoGをはじめ女性の受講者が多いため、ジェンダーの視点に立って活動を実施し、当該分野の女性の人材育成につなげることを意識する。

（10）その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

（1） 上位目標： モンゴル国の安全なデジタル社会を推進する
指標：i. 世界サイバーセキュリティ指数（Global Cybersecurity Index: GCI）のトータルスコア
ii. GCIの「能力開発」の柱のスコア
iii. GCIの国家ランキング

（2） プロジェクト目標：モンゴル国のサイバーセキュリティ教育を向上する
指標：i. MUST-SICTとNAoGによる、新規もしくは、改訂されたサイバーセキュリティ人材育成に資する教育プログラム等の定期的な提供
ii. MDDCによる、サイバーセキュリティ人材育成に資する教育プログラム等の開発方針に言及された、分野別の政策/戦略ペーパーの策定

（3） 成果
成果1：サイバーセキュリティ人材育成の為の産学官連携ネットワークが構築される
成果2：学生及び現役講師向けのサイバーセキュリティ教育プログラムが開発・提供される
成果3：公務員向けのサイバーセキュリティ教育プログラムが開発・提供される

（4） 活動
成果1の主な活動：
・産学官連携ネットワークの構築に資する、優先的なサイバーセキュリティ人材育成活動を特定・計画し、実施する
・教訓やフィードバックを踏まえて、MDDC年間実行計画へ反映する
成果2の主な活動：
・最新の包括的な高度サイバーセキュリティ教育カリキュラムを調査し、策定する
・他国の経験・実績も利活用した、シラバスや教材の開発
・トレイナー研修を実施し、カリキュラムに沿った講義を提供する
成果3の主な活動：
・基礎ICT及びサイバーセキュリティ啓発の為のカリキュラムを調査し、策定する
・シラバス、教材、啓発マテリアル（パンフレットやビデオ教材など）を開発する
・トレイナー研修を実施し、カリキュラムに沿った講義を提供する

5. 前提条件・外部条件

（1） 前提条件：特になし
（2） 外部条件：
・上位目標の達成にあたっては、GCIで示される「能力開発」以外の対策・アクションを関係機関が実施することが求められる。
・世界的なパンデミック継続による、研修実施方法の大幅な見直しが発生しない。

・政変等による活動環境の急速な変化が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

キルギス「IT 人材育成（国立 IT センター）プロジェクト」（評価年度2011年）では、事業終了後の持続性に関し、政府補助金或いは独立採算のどちらを前提とした運営とするのか財務面も含め検討し、プロジェクト終了までに現実的な方策を明らかにすることが重要との教訓が指摘されている。本事業では、教育内容は社会人向け有料コースとして活用されることも含めて検討することとし、事業終了後に相手国で継続した教育を提供するための方策検討が図られるよう、プロジェクト計画に反映させた。

また、実施中の類似案件である、インドネシア「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」（2019年～2024年）では、教材及び各種ツール等に関して、著作権等による事業後の修正権利の問題に対応するため、オープンソースのセキュリティツール[7]やオープンコースウェア[8]化を進め、相手国機関での事業後の改善を可能としている。本事業における大学教育プログラムの開発においても、当該教材を活用すると共に、改修教材等はオープンな配布を行うこととし、プロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、モンゴル国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、モンゴル国におけるサイバーセキュリティ教育の向上により、安全なデジタル社会の推進に寄与するものである。また、SDGsゴール4「質の高い教育をみんなに」、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」は、特にデジタル指向が高い分野であり、本事業がゴール達成に寄与すると考えられることから、実施する意義は高い。

8. 今後の評価計画

（1） 今後の評価に用いる主な指標： 4. のとおり。

（2） 今後の評価スケジュール：

事業開始1年以内 ベースライン調査

事業完了3年後 事後評価

以上

[7] ソースコードを無償で公開し、誰でも自由に改良・再配布ができるようにしたもの

[8] 高等教育機関で正規に提供された講義とその関連情報を、インターネットを通じて無償で公開する

別紙2

共通留意事項

【1】必須項目

1. 討議議事録(R/D)に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

3. プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力プロジェクト及びもしくは個別専門家案件では、実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、担当部分の活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、担当業務部分の成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、必要に応じてワーク・プランの変更を、発注者、および直営専門家に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う

4. 途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を対象国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

5. 他機関/他事業との連携、コレクティブ・インパクトの追求

- 発注者及び他機械の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去の資産も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携、巻き込みを検討し、コレクティブ・インパクトの追求を図る。

【2】　選択項目

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、（プロジェクト）進捗報告書、（プロジェクト）業務完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。

☒ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

☒環境社会配慮（カテゴリC）

- 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」におけるカテゴリCに区分される。同ガイドラインにおいて、カテゴリA又は B に該当する可能性があると考えられる業務が発生する場合は、事前に、発注者に報告し協議する。

別紙3

共通業務内容

【2】必須項目

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務遂行の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

2. プロジェクト進捗管理と PO（Plan of operation）の見直し

- プロジェクトの進捗状況を踏まえ、C/P と共に担当業務部分の PO を適宜見直す。進捗の遅れがある場合には C/P と対応策を協議し実施し、発注者に報告する。
- 受注者が発注者から相手国政府機関への働き掛けが必要と判断する場合には、発注者と対応を相談する。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングシートの作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、日常的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、1 年に 1 度以上の頻度で発注者所定のモニタリングシート（英文）を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、モニタリングシートの提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を、具体的な指標入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 事業完了報告書／進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業業務完了報告書（Project Completion Report）を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に、当該契約の契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

5. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、対象国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、

積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

【2】選択項目 ☒　C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

第3章　プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力

1)類似業務の経験

類似業務：サイバーセキュリティ分野に係る各種業務

2)業務実施上のバックアップ体制等

3)その他参考となる情報

(2)業務の実施方針等

1)業務実施の方法

1)の記載分量は、20 ページ以下としてください。

2)作業計画

3)要員計画

4)業務従事予定者ごとの分担業務内容

5)現地業務に必要な資機材

6)実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

7)その他

(3)業務従事予定者の経験、能力

1)評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／サイバーセキュリティ技術
- 研修計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約　22.5 人月（現地業務 15.5 人月、国内業務 7.0 人月）

2)業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／サイバーセキュリティ技術）】

① 類似業務経験の分野：CS に関する実務・研修実施の経験

② 対象国及び類似地域：インドネシア国及びモンゴル国（東南アジア、東アジア地域）

③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

⑤ その他学位、資格等

【業務従事者：研修計画】

① 類似業務経験の分野：CSエンジニア向けの研修コースを設計した経験
② 対象国及び類似地域：インドネシア国及びモンゴル国（東南アジア、東アジア地域）
③ 語学能力：英語
④ その他学位、資格等

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本件に係る業務工程は、2023年7月に開始し、2025年4月に業務完了報告書ドラフトを作成・提出し、2025年6月に終了するものとする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約　22.5人月（現地15.5人月、国内7.0人月）

2）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者/サイバーセキュリティ（3 号）
② 教員研修計画（3号）

3）渡航回数の目途　全16回（インドネシア8回、モンゴル8回）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地リソースの活用

現地業務の効率的、合理的な実施を目的として、積極的なローカルリソース活用の検討を歓迎します。また、カリキュラム・教材のローカライズ及び新規開発、TTT 実施、セミナー・短期講習の実施に関しては、現地リソース、もしくは第三国リソースの積極的な活用が奨励されます。

現行のコンサルタント等契約制度の下において、以下の方法が採用可能ですので、ご留意ください。

1）　特殊傭人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）を活用する。
2）　ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます（本章「3. 業務従事者の条件」参照）。
3）　ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

プロポーザルには、現地再委託、特殊傭人を活用する活動を明示してください。

（4）再委託について

現地再委託を想定している以下の項目については、定額計上範囲内であれば、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

- 教材科目開発、統合
- 教員向け研修(TTT)
- OSS、マルウェアラボ講義モジュール作成
- 現地セミナー開催

なお、現地再委託を想定する場合は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2022年10月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、履行の確認を行ってください。

(5)配付資料／公開資料等

1)配付資料

- 直近で開催済の CS トレンドセミナー発表資料、進捗報告書・既存教材の閲覧を希望する方はガバナンス・平和構築室 STI・DX 室(gpgsd@jica.go.jp)にご連絡ください。

2)公開資料

- インドネシア「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」事業事前評価表 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1701288_1_s.pdf
- Key Findings from the Global State of Information Security Survey™ 2017 – Indonesian Insights https://www.pwc.com/id/en/publications/assets/assurance/Risk%20Assurance/gsiss-indonesian-report-2017.pdf
- モンゴル「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」事業事前評価表 2022_2108469_1_s.pdf (jica.go.jp)

(6)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(＊語⇔＊語)	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

(7)安全管理

JICAインドネシア事務所にて以下の行動規範を定めているため、下記に従った行動をお願いいたします。

・「JICA 安全対策マニュアル（JICA インドネシア事務所作成）」を遵守する。
・安全対策の 3 原則「目立たない 、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
・イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎む。
・渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
・空港出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。
・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに JICA 事務所の担当者に連絡する。
・パスポートもしくはパスポートの写しを常に携行する。
・ひったくりが多いため、徒歩移動は最小限とする。
・夜間における不要・不急の外出は避ける。
・自動二輪車の運転及び乗車を絶対に行わない。
・Lion Air 等の LCC の利用は避ける。
・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）にやむを得ず訪問する場合は、滞在時間を最小限とする。
・デモ行進や政治集会等には近づかない。
・欧米資本・欧米ブランドのホテルの利用を極力避ける。
・事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

JICA モンゴル事務所にて以下の行動規範を定めているため、下記に従った行動をお願いいたします。

・携帯電話を常に通話可能な状態とする。特に都市間の陸路移動、及び都市周辺部の陸路移動では携行を徹底する。
・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。 出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事等、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。
・都市間の移動について
＊ 用務先によっては、衛星携帯電話の携行が必要な場合があるため、事前に照会を行うこと。
＊ 都市間を傭上車両で移動する際、日没後の長距離移動は原則として禁止する。深夜、早朝の移動は禁止とする。尚、冬季（10 月～3 月）は、トラブル発生時の孤立を避けるため、2 台での移動とする。
・夜 22 時以降の不要不急の外出は控える。
・肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。
・その他、「安全対策マニュアル」を遵守する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）**を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）契約期間の分割について

第 1 章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】
92,015,000円（税抜）

なお、定額計上分　23,500,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

1) 旅費(航空賃)
2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
6) 上限額を超える別提案に関する経費
7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4)定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	教材科目開発、統合	第2章特記仕様書案第5条業務の内容、インドネシア国成果1に関わる活動及びモンゴル国成果2に関わる活動	11,500,000円	人件費	再委託若しくは一般業務費(特殊傭人費)
2	教員向け研修(TTT)	第2章特記仕様書案第5条業務の内容、インドネシア国成果1に関わる活動及びモンゴル国成果2に関わる活動	8,000,000円	人件費	再委託若しくは一般業務費(特殊傭人費)
3	OSS、マルウェアラボ講義 モジュール作成	第2章特記仕様書案第5条業務の内容、インドネシア国成果1に関わる活動	2,000,000円	人件費	再委託若しくは一般業務費(特殊傭人費)

4	現地セミナー開催	第2章特記仕様書案第5条業務の内容、インドネシア国成果4及びモンゴル国成果1に関わる活動	2,000,000円	参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費）	再委託若しくは一般業務費（セミナー等実施関連費）

（5）見積価格について、
　各費目にて千円未満を切り捨てした合計額（税抜き）で計上してください。

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて
　1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（ URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（8）その他留意事項
　特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（1）類似業務の経験	（6）	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	**（40）**	
（1）業務実施の基本方針の的確性	18	
（2）業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
（3）要員計画等の妥当性	4	
（4）その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	**（50）**	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**（34）**	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／サイバーセキュリティ	**（34）**	**（13）**
ア）類似業務の経験	20	5
イ）対象国・地域での業務経験	3	1
ウ）語学力	4	2
エ）業務主任者等としての経験	2	3
オ）その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	**（－）**	**（13）**
ア）類似業務の経験	－	**5**
イ）対象国・地域での業務経験	－	**1**
ウ）語学力	－	**2**
エ）業務主任者等としての経験	－	**3**
オ）その他学位、資格等	－	**2**
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	**（－）**	**（8）**
ア）業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ）業務管理体制	－	**8**
（2）業務従事者の経験・能力： 教員研修計画	**（16）**	
ア）類似業務の経験	8	
イ）対象国・地域での業務経験	2	
ウ）語学力	3	
エ）その他学位、資格等	3	